平成30年3月30日制定 平成31年4月 1日改正 令和 3年4月 1日改正

令和 4年4月 1日改正 令和 6年4月 1日改正

京都市民間建築物(非木造建築物)の耐震化促進事業に係る事前協議実施要領

#### (趣旨)

- 第1条 この要領は、次に掲げる要綱の施行に関する事前協議に必要な事項を定めるものである。
  - (1) 京都市防災拠点耐震化促進事業補助金交付要綱(以下「防災拠点要綱」という。)
  - (2) 京都市緊急輸送道路等沿道耐震化促進事業補助金交付要綱(以下「緊急輸送道路要綱」という。)
  - (3) 京都市分譲マンション耐震化促進事業補助金交付要綱(以下「分譲マンション要綱」という。)
  - (4) 京都市災害時特定重要路線沿道耐震化促進事業補助金交付要綱(以下「要安全要綱」という。)

## (定義)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、前条各号の要綱において使用する用語の例によるものとする。

# (事前協議)

- 第3条 第1条に規定する要綱に基づく補助金の交付を受けて耐震改修等を実施しようとする者(以下「補助事業希望者」という。)は、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)第9条の交付申請(複数年度にわたる耐震改修を実施しようとする場合は第1条に規定する要綱それぞれに定める全体設計の承認申請)までに、事前協議書(第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認める書類又は市長が提出期限を別に指示した書類については、この限りでない。
  - (1) 防災拠点要綱に基づく補助金の交付を申請しようとする場合にあっては、同要綱第 9条各号(第12号を除く。)に掲げる書類
  - (2) 緊急輸送道路要綱に基づく補助金の交付を申請しようとする場合にあっては、同要綱第15条各号(第15号を除く。)に掲げる書類

- (3) 分譲マンション要綱に基づく補助金の交付を申請しようとする場合にあっては、同 要綱第15条各号(第13号を除く。)に掲げる書類
- (4) 要安全要綱に基づく補助金の交付を申請しようとする場合にあっては、同要綱第1 2条各号(第15号を除く。)に掲げる書類
- (5) 複数年度にわたる耐震改修を実施しようとする場合にあっては、当該耐震改修に要する費用の総額及び各年度の出来高予定額並びに完了の予定期日が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項に定める事前協議書の提出があった場合において、市長は、次に掲げる要件に適合することを確認し、かつ、第1条に規定する要綱に基づく補助金の交付に係る予算の措置を行ったときは、事前協議を完了し、その旨を補助事業希望者に通知しなければならない。
  - (1) 申請しようとする次の各号の補助金の区分に応じて、対象建築物がそれぞれ当該各号に掲げる規定に適合していること
    - ア 防災拠点要綱に基づく補助金 同要綱第4条各号
    - イ 緊急輸送道路要綱に基づく補助金 同要綱第4条各号
    - ウ 分譲マンション要綱に基づく補助金 同要綱第4条各号
    - エ 要安全要綱に基づく補助金 同要綱第4条各号
  - (2) 申請しようとする次の各号の補助金の区分に応じて、補助事業希望者がそれぞれ当該各号に掲げる規定に要件に適合していること
    - ア 防災拠点要綱に基づく補助金 同要綱第5条各項
    - イ 緊急輸送道路要綱に基づく補助金 同要綱第5条各項
    - ウ 分譲マンション要綱に基づく補助金 同要綱第5条各項
    - エ 要安全要綱に基づく補助金 同要綱第5条各項
  - (3) 診断補助金又は計画作成補助金の交付を受けようとする場合にあっては、補助事業に着手を予定する年度(以下「事業年度」という。)内に当該補助事業が完了(工事請負代金等の支払いを含む。以下同じ。)するものであること。
  - (4) 条例第10条の交付決定後に補助事業に着手(契約の締結を含む。以下同じ。)するものであること。
  - (5) 耐震改修等に関する資金計画が補助事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 3 前項に掲げる要件に適合した補助事業希望者が多数存在し、かつ、当該補助事業希望者 が交付を希望する補助金の総額が予算の範囲を超える場合にあっては、前項の事前協議 の完了の通知は、次の優先順位で行うものとする。
  - (1) 前項各号の要件を満足していることが確認できた日の順
  - (2) 前号の確認が同日の場合、第1項の事前協議書を収受した日の順
- 4 第1条に規定する要綱に基づく補助金の交付に係る予算を臨時的に措置した場合における第2項の事前協議完了の通知には、前項の規定を準用する。

(事前協議書の提出状況等の管理)

- 第4条 市長は、前条第1項の事前協議書の提出状況及び同条第2項の事前協議完了の通知状況について、台帳を作成して管理しなければならない。
- 2 市長は、前条第3項の運用に関し、補助事業希望者から説明を求められた場合には、前項の台帳に基づき、事前協議の提出状況等に関して必要な説明を行うものとする。

# (事前協議内容の変更)

- 第5条 補助事業希望者は、第3条第1項の事前協議書の提出後、その内容を変更しようと するとき又は事前協議を取り下げようとするときは、速やかに市長と内容変更又は取下 げについて協議しなければならない。
- 2 市長は、前項の内容変更の協議があった場合は、当該協議を申し出た補助事業希望者に 必要な指示を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の取下げの協議があった場合は、当該協議を申し出た補助事業希望者に 事前協議取下申請書(第2号様式)その他必要な書類の提出を指示するものとする。

## (雑則)

- 第6条 第3条第3項(同条第4項で準用する場合を含む。)の規定は、市長が、予算の範囲内において、複数の補助事業希望者に対する補助金の交付予定額を一律に減じて、同条第2項の事前協議完了の通知を行うことを妨げない。この場合において、補助金の交付予定額を減じる方法は、第1条各号の要綱に基づく診断補助金、計画作成補助金及び改修補助金の区分ごとに、それぞれ一律の割合を乗じることを原則とする。
- 2 第3条第2項の事前協議完了の通知にかかわらず、補助事業希望者は、条例第10条の 交付決定の日以降に補助金に係る債権を取得する。
- 3 第1条各号の要綱に改正があった場合であって、当該改正により第3条第2項各号の 規定を満足しなくなる場合には、市長は、第3条第2項の事前協議完了の通知を取り消す とともに、その旨を当該通知に係る補助事業希望者に通知しなければならない。

## (委任)

第7条 この要領の施行に関して必要な事項は、都市計画局建築指導部建築安全推進課長 が定める。

# 附則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 ホテル、旅館要綱、緊急耐震化要綱及び指定道路沿道要綱に係るこの要領の規定の適用 については、平成30年4月13日からとする。

# 附則

(施行期日)

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式(第3条第1項関係) 事前協議書

第2号様式(第5条第3項関係) 事前協議取下申請書